
宇城地域差別事象に対する 危機管理マニュアル (2026.5.27 改正版)

学校関係者用

宇城地域人権危機管理連絡協議会

宇城地域差別事象に対する危機管理マニュアル（学校関係者）

1 基本事項

(1)危機管理の目的

この危機管理マニュアル（以下、「マニュアル」という。）は、教育現場での差別事象発生時に、当事者の心のケアを第1とし、問題解決に向け適切に対応するため、いち早く宇城地域における情報を共有化し、連絡体制の整備を行う。また各関係機関が相互に協力し、今後差別を起こさないよう再発防止の環境作りの構築を目指す。加えて、当該差別事象が児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがある場合など、その関係者から警察に相談・通報を行った場合であっても、警察との連携を保ちつつ情報を共有化し、連絡体制の整備を行う。

(2)マニュアルの携帯・点検

このマニュアルは、日頃から関係者間で共有するとともに、教職員全員が携帯し緊急時に備える。また社会情勢の変化など状況に応じマニュアルを点検し修正を行う。

また、マニュアルの共通理解をするため、各関係者が定期的に研修会を開き周知徹底を図る。

(3)マニュアルの適用範囲

このマニュアルの適用は、公立の幼稚園、保育園、小学校、中学校関係者が係る差別事象が起こった場合は、情報共有化のため、宇城市、美里町、宇土市人権ネットワーク（別紙 詳細図）により連絡を行う。また、県立学校及び私立学校（園）関係者が係る差別事象が起こった場合は、宇城地域人権ネットワーク（別紙 全体図）により連絡を行う。ただし、既に警察の捜査や第三者委員会の設置など、他機関が問題解決に向けて動きだしている場合は、協議会への連絡は情報共有に留め、最終結果を受けて協議会としての対応を判断する。

(4)個人情報の保護

情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護に充分留意する。

2 差別発生時の危機管理

(1)差別発生時の初期対応

差別事象発生時には、状況を的確に判断し、このマニュアルに沿って冷静に対処する。(別紙フローチャート図参照) 対応には、次の2通りのケースがあるので、状況に応じて対応する。

- ・自校関係者内・・・差別事象の発生場所は問わず、自校の児童等、自校の教職員及び保護者等（以下「自校関係者」という。）の中で起こった場合。
- ・自校関係者外・・・差別事象の発生場所は問わず、自校の児童等及び自校の教職員が、第三者（他校の児童等・教職員、一般住民など）と関係した場合。

<ケース1>

自校関係者内で起きた場合

- ①差別発言（行為）が起きた場合、児童等、自校関係者はすぐに担任・人権教育主任に報告する。報告を受けた担任・人権教育主任は、把握ができた範囲の情報を校長及び教頭に報告する。
- ・差別発言が起きた場合は、すぐ担任・人権教育主任に報告するよう指導しておく。教職員や保護者に対してもすぐ報告するよう依頼しておく。



- ②担任・人権教育主任は、差別発言（行為）を受けた（起こした）児童等から、事実確認を行う。
- ・差別の状況の正確な聴取「いつ」「どこで」「だれから（だれに）」「どのような場面で」「どんな内容」（以下「5W1H」という。）を他の教職員の立会のもと行う。
 - ・児童等、自校関係者、相手側の感情や周囲の状況に配慮しながら行う。（メモ程度でもよいので記録する）
 - ・児童等にケアが必要と判断した場合は、応急的な対応を直ちに開始する。
 - ・まわりの児童等、自校関係者の言動も聞き取る。



③担任・人権教育主任は、差別発言（行為）を受けた（起こした）者が、児童等でない場合は、教頭にも立会ってもらい事実確認を行う。（5W1H）

- ・他の教職員に記録を依頼する。
- ・状況に応じて、関係者にも立会いを求める。



④校長への連絡

- ・担任・人権教育主任・教頭は、事実確認後、直ちに校長に事実連絡（時刻、相手、場所、概要等）を行い、指示を仰ぐ。
- ・校長の指示を受けて、児童等の場合は、当該保護者へ連絡を行う。



⑤事実確認後、担任・人権教育主任は差別発言（行為）を起こした者が児童等の場合は、起こした児童等に対して指導を行う。児童等でない場合は、校長が指導を行う。

差別発言（行為）を受けた者には、校長が謝罪を行う。

- ・差別は人として許されない行為であるという基本的認識に立ち、指導を行うこと。過度の謝罪を求めるなど、感情的な対応にならないよう注意する。
- ・差別を起こした場合は、真摯な姿勢で謝罪し、今後の対応について話し合う。



⑥校長は、当該教育委員会等【宇城市は教育総務課長、美里町は学校教育課長、宇土市は学校教育課長】（管内県立学校においては宇城人研事務局長）へ電話で速報をあげ、教育委員会等と共に今後の対応について検討する。また、情報が錯綜しないよう正確な速報を文書（危機情報連絡表）により作成し、担当係からネットワーク（別紙 詳細図または全体図）により連絡する。

〈ケース2〉

自校関係者外で起きた場合

- ①差別発言（行為）が起きた場合、児童等、教職員はすぐに引率者及び担任、人権教育主任に報告する。報告を受けた引率者・担任・人権教育主任は、把握ができた範囲の情報を校長及び教頭に報告する。
- ・日頃から差別発言が起きた場合は、すぐに担任や人権教育主任等に報告するよう指導しておく。教職員に対してもすぐ報告するよう依頼しておく。
 - ・相手が特定できない状況の場合は、相手の特徴や把握できた情報を報告するよう指導をする。



- ②引率者・担任・人権教育主任は、差別発言（行為）を受けた（起こした）自校の児童等、教職員から、事実確認を行う。
- ・差別の状況の正確な聴取（5W1H）を他の教職員と立会のもと行う。
 - ・児童等、教職員、相手側の感情や周囲の状況に配慮しながら行う。（メモ程度でもよいので記録する）
 - ・児童等にケアが必要と判断した場合は、応急的な対応を直ちに開始する。
 - ・まわりの児童等、教職員の言動も聞き取る。



- ③引率者・担任・人権教育主任は、相手が児童等の場合、相手校に対し、発生の事実を告げ、両者立ち会いの下、当該の児童等に事実確認を行う。そうでない場合は、引率者、担任・人権教育主任が当事者に事実確認を行う。
- ・児童等の心のケア、外部との交渉など必要事項を忘れず対応する。
 - ・他の教職員等に、記録を依頼する。



- ④事実確認後、引率者・担任・人権教育主任は、相手が児童等の場合、相手校の教職員と共に差別発言を受けた（起こした）場合の、児童等への指導又は謝罪を行う。相手が児童等でない場合は、引率者又は人権教育主任が当事者に注意又は謝罪する。

- ・差別は人として許されない行為であるという基本的認識に立ち、指導を行うこと。過度の謝罪を求めるなど、感情的な対応にならない。
- ・差別をした場合は、真摯な姿勢で謝罪し、今後の対応について話しあう。
- ・相手が児童の場合は、相手校の情報（校名、児童等名など）、相手が児童等でない場合は、当事者の情報（氏名・住所・職業・連絡先など）を聞き取り後日連絡することを伝える。



⑤自校、相手校の校長への連絡を行う。

- ・差別発言（行為）を受けた（起こした）学校の引率者は、事実確認後、直ちに自校校長に事実連絡（時刻、相手、場所、概要等）を行い、指示を仰ぐ。児童等が複数いる場合は、指示を仰ぐまで、児童等を解散させない。
- ・相手が児童等の場合、相手校の引率者に対し校長に連絡するよう依頼する。
- ・校長の指示を受けて、保護者へ連絡を行う。



⑥校長は、当該教育委員会等【宇城市は学校教育課長、美里町は学校教育課長、宇土市は学校教育課長】（管内県立学校においては宇城人研事務局長）へ電話で速報をあげ、教育委員会等と共に今後の対応について検討する。また、情報が錯綜しないよう正確な速報を文書（危機情報連絡表）により作成し、担当係からネットワーク（別紙 詳細図または全体図）により連絡する。



⑦主催者等への連絡を行う。

- ・大会、訪問等の場合、必要に応じて両学校の引率者は、大会主催者や責任者へ連絡を行い、その後の対応について各学校の校長と共に協議する。



⑧差別をした場合は、校長及び教育長等は、直ちに相手に対し謝罪する。

(2)速報後の対応

速報を受けた当該教育委員会等は、正確な情報収集（事実確認）や分析に努め、今後の対応方針などを決定する。また、事件終息のため以下のことを行う。尚、情報の共有化を図るため、本協議会事務局に文書（危機情報連絡表）により連絡する。

①原因の調査

- ・差別発言に対する情報を整理・記録し原因や問題点を調査する。
- ・差別を起こした当事者が、匿名のメールや貼紙等で不明な場合も、必要な関係機関と連携・情報共有を行い、可能な限り特定に努める。

②再発防止

- ・今までの人権学習の計画を見直し、学校が一丸となって取組を改善する計画を作成する。
- ・児童等の人権に対する指導の徹底を強化する。
- ・教職員や保護者を対象に、人権学習会などを開催し、人権問題の基本的認識を高め、人権感覚の向上に努める。
- ・差別を起こした当事者が、匿名のメールや貼紙等により特定が出来ない場合も、必要な関係機関と連携し、可能な限り指導または啓発につながる取組を行う。（例：メール送信元への返信等）

③対外的な対応

- ・危機発生時には、組織的な対応が求められるので、問い合わせ等には、当該校や当該教育委員会で確認した公開できる情報のみ正確に発信する。個人情報保護に充分留意し、個人的または断片的な情報、偏重した発信はしない。

④成果の報告

- ・差別事象に関する最終報告を取りまとめ、当該教育委員会（管内県立学校においては宇城人研）は、宇城地域人権危機管理協議会（以下「協議会」という。）へ報告する。（※報告書の内容は可能な限り簡潔にし、①・②の各事項毎にA4用紙1枚程度にまとめる。）

(3)対策チームの設置

関係者が広域にわたるなど、当該校、当該教育委員会での対応が難しい場合、当該教育長が対策チーム設置を最終的に判断した場合、別紙（様式第1号）及び時系列に取りまとめた報告書を協議会へ提出する。宇城市（生涯学習課、教育総務課、人権啓発課）、美里町（社会教育課、学校教育課、総務課）、宇土市（生涯活動推進課、学校教育課、総務課）、宇城教育事務所（社会人権教育担当、学校人権教育担当）、宇城人研の担当者、関係機関（団体）、当該学校（校長、引率者、担任、人権教育主任）が集まり、当該学校、宇城市、美里町、宇土市、宇城教育事務所、宇城人研、関係機関（団体）等から対策チームを編成し、事件終息まで以下のことを行う。対策チームの主管は当該学校関係課であるが、対策チームのメンバーの編成及び招集については、本協議会の事務局が行う。

※状況に応じてメンバーの変更あり。

①情報の共有

- ・対策チームは、情報を共有化し、今後の対応方針などを確認する。

②支援・援助

- ・当該校の必要に応じて、事件終息に向けてのアドバイスやサポートを行う。

(4)保護者への対応

- ①校長・引率者・担任・人権教育主任は、差別発言（行為）を受けた（起こした）児童等の保護者へ連絡し、家庭訪問等により事実関係を説明する。
- ②校長・引率者・担任・人権教育主任は、差別発言（行為）を受けた（起こした）児童等の心のケアが必要な場合は、保護者の同意を得て当該保護者と共に心のケアに努める。
- ③必要に応じて、校長は当該校の全ての保護者に事実関係及び今後の方針を説明する。この時注意することは、報道機関等へ安易な情報提供等がないように願います。
- ④宇城管内の各校長は、必要ならば各校の保護者へ事実関係及び今後の方針を説明する。

(5)報道機関への対応

- ①個人的な情報については、基本的人権を尊重する立場から個人のプライバシーについて最大限尊重し、非公開とする。

(6)法務局との連携

- ②報道機関に情報を提供する場合は、当該校や当該教育委員会で確認した公開できると判断した事実の情報のみ提供する。
- ③報道機関に情報を提供する場合は、情報の量、質等に差が生じないよう各社公平に対応する。
- ④偏った情報で事象に関係した児童等、またその保護者を含めた関係者をさらに傷つけない為にも、報道機関への窓口を教育長のみとし情報の混乱等を防ぐ。
- ①必要に応じて、法務局とも連携を取り対応する。

(7)警察との連携

- ①当該校または主管課は、インターネット・携帯電話での差別書き込みなどに対しては、警察(熊本県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 096-381-0110)を通じて掲示板等の開設者、管理人、プロバイター等に削除依頼をする。
- ②当該校または主管課は、差別落書き、匿名での投書、面識が無いものからの差別発言(行為)など、相手が特定できない場合は、警察に相談する。

3 事後対策

(1)相手が児童等の場合の 事後対応 (差別を起こした場合)

差別事象の相手が、児童等の場合は、以下のとおり対応する。

- ①校長、教育長等は、差別を受けた相手校及び教育委員会(行政)へ誠意を持って謝罪する。
- ②今後、人権教育をより積極的に取り入れ、教職員が人権問題について共通の意識を持ち、再発防止に向けた取組を行う。
- ③相手校に対して、差別を受けた児童等の心のケアを依頼し、必要に応じて精神科医やカウンセラー等の専門家にも連携を依頼する。(相談機関は、熊本県人権センター)
- ④保護者に対しても、家庭で子どもの人権感覚の育成を依頼する。

(差別を受けた場合)

- ①相手校に対し、人権教育を真摯に取り組み、基本的認識を深め、人権感覚の向上に努める指導を依頼する。
- ②相手校に対し、人権尊重の視点を学校経営の基盤に据え、部活の指導など授業以外にも取り入れ、さらなる人権教育の取組を依頼する。
- ③相手校の保護者に、家庭でも人権問題を避けずに、子どもの人権感覚の育成を依頼する。

(2)相手が児童等でない
場合の事後対応

(差別を起こした場合)

- 差別事象の相手が児童等でない場合は、以下のとおり対応する。
- ①校長及び教育長等は、当事者に対し誠意を持って謝罪を行う。
 - ②今後、人権教育をより積極的に取り入れ、教職員が人権問題について共通の意識を持ち、再発防止に向けた取組を行うことを当事者に確約する。
 - ③保護者に対しても、家庭で子どもの人権感覚の育成を依頼する。

(差別を受けた場合)

- ①校長及び教育長は、当事者の関係者（家族・勤務先等）に連絡し、訪問等により事実関係を説明する。
- ②差別発言（行為）は許されないことを充分認識してもらい、当事者及び当事者の関係者（家族・勤務先等）に対して今後差別を起こさないよう取組を行うよう要望する。

(3)協議会への報告及び終息

- 当該校または当該教育委員会は、次の事項について、協議会に最終報告し終息とする。
- ①原因の調査
 - ②再発防止に向けた学習計画の見直し・改善
 - ③学習会の開催
 - ④今後の計画
- (※報告書の内容は可能な限り簡潔にし、①～④の各事項毎にA4用紙1枚程度にまとめる。)

(4)二次トラブルの防止

- 情報の行き違いや誤解等により、「もう人権問題とは関わりたくない」「人権問題で苦労させられた」というマイナス的な感情に傾く可能性があるため、以下のことに留意する。
- ①対応する者の共通意識として、如何なる状況にあっても過度の謝罪を求めるなど、感情的な対応にならないこと。

(5)再発防止

- ②謝罪や補償等の強要にならないようにすること。
 - ③関係機関と綿密に連携を取り情報の共有化を図ること。
-
- ①今回の差別事象に対する最終報告を活用し、各機関が再発防止に向けた取組を行う。
 - ②協議会は、総合的な分析により、マニュアルの見直しを含む今後の再発防止策を講ずる。